

研究倫理アクションプラン  
～高い研究倫理を東京大学の精神風土に～

平成 2 6 年 3 月

東 京 大 学

## はじめに

本アクションプランは、「東京大学憲章」や「東京大学の科学研究における行動規範」に基づき、研究倫理を遵守する環境を作り上げるために、今後本学として取り組むべき事項を示すものである。

「研究倫理」の定義を広義に捉えるのであれば、研究活動における不正行為の防止だけではなく、ヒトを対象とした研究や動物実験等に関する倫理、研究費の不正使用の問題、利益相反など多様なものとして取り扱うことも考えられるが、本アクションプランにおいては、研究活動における捏造、改ざん、盗用に代表される不正行為を防止し、責任ある研究活動を推進することを主眼とし、その中で取り組むべき事項を示すものである。

今後の方針としては、短期的に実現可能な取組を順次実施するとともに、中長期的に実現すべき取組についても継続的にその具体の検討を進めていく。また、取組の実施にあたっては、研究活動を萎縮させることがないように十分に配慮するとともに、国や研究者コミュニティとの連携を図りながら、国等による議論の方向性や関係する指針等を反映させ、実効性のある取組を進めていく。

## I. 研究倫理意識の醸成

### 1. 教育・研修の充実

#### ▶ すべての学生に研究倫理教育を

##### 【目標】

学部前期課程、学部後期課程及び大学院において、それぞれの段階に応じた研究倫理教育をすべての学部・研究科で実施する。

##### 【主な取組の例】

- ▶ 入学時ガイダンス等における基礎的な研究倫理の啓発
- ▶ 将来の研究者として必要とされるスキル、論文著者の責任等を含む総合的な研究倫理教育
- ▶ 研究倫理教育等に際してのディスカッションやケーススタディなど効果的な教育手法の積極的な導入
- ▶ 出身国など研究倫理教育や倫理意識の相違等に留意した研究倫理教育の展開
- ▶ 学部後期課程及び大学院における専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育の実施

## ➤ 独立した研究者にふさわしい研究倫理研修を

### 【目標】

独立した研究者また指導者として身に付けるべき研究倫理を修得させるため、採用時をはじめとする各キャリアに応じた研究倫理研修を実施する。

### 【主な取組の例】

- 採用時研究倫理研修等による関連規則、ルール等の周知徹底
- E-learning 等を積極的に活用した研究倫理研修の実施（研究費獲得に際しての研究倫理研修受講の義務化の検討を含む。）
- ファカルティ・ディベロップメント等による研究分野の特性を踏まえた研究倫理等の周知徹底

## 2. 啓発活動の充実

### 【目標】

高い倫理観をもった責任ある研究活動が常日頃から行われるよう、学生、研究者の研究倫理定着のための啓発活動の充実を図る。

### 【主な取組の例】

- リーフレット、ウェブサイト等のみならず多様なツールを活用した科学研究行動規範、通報窓口等の周知・徹底
- 研究倫理週間の制定、研究倫理への理解を深めるための講演会やセミナー等の開催

## II. 組織・環境の整備

### 1. 責任ある研究体制の整備を

#### 【目標】

研究倫理推進部署の設置など本部及び部局の研究倫理推進体制を強化し、責任ある研究活動実施のための体制を整備する。

#### 【主な取組の例】

- 本部に研究倫理を遵守する環境整備の推進部署として研究倫理推進室を新設
- 各部局に研究倫理教育・研修や体制整備の推進等を行う研究倫理担当者を設置
- 担当理事、研究倫理担当者等による研究倫理推進のための定期的な会合の開催
- コンプライアンスに関する全学的な体制強化、担当部署間の連携強化

## 2. 責任ある研究環境の整備を

### 【目標】

研究データの保存等に関するルール作りや研究者間の円滑なコミュニケーションを増進させる取組などにより、責任ある研究活動が実現される環境の整備を図る。

### 【主な取組の例】

- ▶ 部局、研究分野の特性などに留意した研究データの保存、チェック、公開等研究データの保存に関するルール作りの推進
- ▶ 盗用検出ソフトウェアの活用等による論文審査におけるチェック体制の整備
- ▶ 論文作成等に関する相談窓口の設置、FAQ 等の整備・充実
- ▶ 学生・研究者同士のコミュニケーションの増進を図るための取組の検討

## III. 不正事案への対応

### 1. 調査方法等の改善を

#### 【目標】

研究活動の不正行為について、迅速かつ徹底した調査を行うための体制の整備、ルール等の改善を推進する。

#### 【主な取組の例】

- ▶ 調査体制の改善による調査の機動性向上の実施
- ▶ 通報窓口の利便性向上、通報者等保護の徹底
- ▶ 調査における外部有識者のさらなる活用、また利益相反の排除の徹底
- ▶ 通報窓口の活用など身近に起きた不正への対応等に関する周知徹底

### 2. 調査結果を教訓へ

#### 【目標】

研究活動における不正行為に対して厳格な措置を講じるとともに、その事例を教訓として同種の不正行為についての再発防止を徹底する。

#### 【主な取組の例】

- ▶ 不正行為を行った研究者、不正行為が行われた論文等に対する迅速かつ厳格な措置の実施
- ▶ 調査方法、その措置等を含めた不正行為の事例をデータベース化し公開

## IV. 各部局による主体的な取組と取組状況のフォローアップ

### 1. 部局の状況に即した取組の推進を

#### 【目標】

本アクションプランに基づき、すべての部局において学問分野の特性等を踏まえた研究倫理教育・研修や体制整備等の取組を推進する。

#### 【各部局における主な実施事項の例】

- ▶ 実施体制・研究環境整備
  - アクションプランに基づく取組の推進に関する責任体制
  - 研究データ等の管理・保管体制
  - 部局内のガイドライン等の作成
- ▶ 研究者への研修、啓発活動
- ▶ 学生への教育

### 2. フォローアップから見直し・改善へ

#### 【目標】

各部局の取組状況を定期的に把握し、研究倫理教育等のさらなる充実や体制の見直しに努める。

#### 【主な実施事項の例】

- ▶ 各部局における実施状況の定期的な報告の義務付け、研究倫理推進室によるフォローアップ
- ▶ 各部局における実施状況を踏まえたアクションプラン等の見直し
- ▶ 部局における優れた取組や学外の動向等に関する情報共有